

変動金利定期預金規定

自動継続変動金利定期預金規定

1. (変動金利定期預金の支払時期)

変動金利定期預金は、通帳（または証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
ただし、自動解約入金方式の変動金利定期預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2. (自動継続)

(1) 自動継続変動金利定期預金は、通帳（または証書表面）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）所定の方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利率の変更)

変動金利定期預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。本条、第5条および第6条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、当行所定の方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (複利型の変動金利定期預金の利息)

(1) 変動金利定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（または証書表面）記載の利率（前条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算した金額（以下「約定利息」といいます。）をもとに、預入期間に応じた次の方式により計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月以上1年未満……………約定利息×20%

B. 1年以上1年6か月未満……………約定利息×30%

C. 1年6か月以上2年未満……………約定利息×40%

D. 2年以上2年6か月未満……………約定利息×50%

E. 2年6か月以上3年未満……………約定利息×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (単利型変動金利定期預金の利息)

(1) 変動金利定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳（または証書表面）記載の中間利払利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取るときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（または証書）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳（または証書表面）記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額（以下「約定利息」といいます。）をもとに、預入期間に応じた次の方式により計算した金額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 6か月以上1年未満……………約定利息×20%

B. 1年以上1年6か月未満……………約定利息×30%

C. 1年6か月以上2年未満……………約定利息×40%

D. 2年以上2年6か月未満……………約定利息×50%

E. 2年6か月以上3年未満……………約定利息×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (複利型の自動継続変動金利定期預金の利息)

(1) 自動継続変動金利定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（または

証書表面)記載の利率(第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第2条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(または証書)とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3)この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算した金額(以下「約定利息」といいます。)をもとに、預入期間に応じた次の方式により計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月以上1年未満……………約定利息×20%

B. 1年以上1年6か月未満……………約定利息×30%

C. 1年6か月以上2年未満……………約定利息×40%

D. 2年以上2年6か月未満……………約定利息×50%

E. 2年6か月以上3年未満……………約定利息×60%

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (単利型自動継続変動金利定期預金の利息)

(1)自動継続変動金利定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および通帳(または証書表面)記載の中間利払利率(第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および通帳(または証書表面)記載の利率(第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第2条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(または証書)とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金

とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額（以下「約定利息」といいます。）をもとに、預入期間に応じた次の方式により計算した金額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 6か月以上1年未満……………約定利息×20%

B. 1年以上1年6か月未満……………約定利息×30%

C. 1年6か月以上2年未満……………約定利息×40%

D. 2年以上2年6か月未満……………約定利息×50%

E. 2年6か月以上3年未満……………約定利息×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

8.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（または証書）とともに口座開設店に提出してください。

(3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

9.（自動解約入金後の通帳の効力）

自動解約入金方式の変動金利定期預金は満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳記載のこの預金は解約されたものとしします。

10.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手續によるものとしします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳（または証書）は、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担

保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

(2020年5月27日現在)